



埼玉県報

第 2818 号
平成 28 年(2016 年)
7 月 26 日
火曜日

目 次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道さいたま鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道利根川自転車道線の指定（行田県土整備事務所）
- 県道利根川自転車道線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 一般国道 125 号の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表（監査第一課）

告 示

埼玉県告示第九百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年七月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 グループみずほ
- 三 代表者の氏名
白石 紀江
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市西みずほ台三丁目三番地十一 ハイツみずほ台一〇四号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対し、安心して暮らし続けるための必要な家事・介護サービスを行い、社会福祉の発展向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人SCORE - スコア -

三 代表者の氏名

渡邊啓吾

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市坂下町三丁目十五番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民及び企業に対して、スポーツ事業を通じて地域経済の発展及び企業の社会的責任の助長を促し、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズモール大利根

埼玉県加須市琴寄字堤二千九百四番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稻田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市龜里町九百番地

株式会社ベイシア電器 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県前橋市龜里町九百番地

株式会社オートアールズ 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県前橋市龜里町九百番地

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稻田の杜一丁目二番一号

株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県前橋市龜里町九百番地

株式会社オートアールズ 代表取締役 土屋嘉雄

埼玉県本庄市早稻田の杜一丁目二番一号

ハ 変更年月日

平成二十八年四月一日外

二 届出年月日

平成二十八年六月三十日

二 縦覧期間

平成二十八年七月二十六日から平成二十八年十一月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年七月二十六日から平成二十八年十一月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール大利根

埼玉県加須市琴寄字堤二千九百四番外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六六二台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二一三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一四八台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十八年七月一日外

二 届出年月日

平成二十八年六月三十日

三 縦覧期間

平成二十八年七月二十六日から平成二十八年十一月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ

意見書提出期間

平成二十八年七月二十六日から平成二十八年十一月二十六日まで

ロ

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百六十二号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量（数値図化、座標補正、修正測量）

三 作業地域

伊奈町全域

四 作業期間

平成二十八年七月五日から平成二十九年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第九百六十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八
号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関
国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業地域
埼玉県和光市新倉地先から埼玉県三郷市谷口地先
- 四 作業期間
平成二十八年八月一日から平成二十九年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第九百六十四号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量 復旧測量（基準点） 街区多角点一点

三 作業地域

さいたま市浦和区

四 作業期間

平成二十八年七月二十五日から平成二十八年九月三十日まで

告 示

埼玉県告示第九百六十五号

測量計画機関である東松山農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関
東松山農林振興センター
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業地域
川越市大字下小坂地内ほか
- 四 作業期間
平成二十八年八月八日から平成二十八年十二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第九百六十六号

測量計画機関である東松山県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関
東松山県土整備事務所
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業地域
比企郡ときがわ町大附及び大野
- 四 作業期間
平成二十八年七月二十五日から平成二十八年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百六十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一五一一一〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字間堀千五百三十番一 外七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百六十六立方メートル

浸透効果量 ○・〇二八立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第九百六十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一三一一三一二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡小川町大字鞆負字乙長谷千三百八十八番一 外三十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七千九十八立方メートル

浸透効果量 ○・〇〇〇五三立方メートル毎秒

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

一 道路の種類	県道	埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩二
二 路線名	さいたま鴻巣線	
三 道路の区域		

新	旧	旧 新 別
一地先まで	上尾市大字平方字小林三七六八番一地 先から同市大字平方字小林三六五七番	区間
一三・四三・二一・五三	一三・四三・一五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三一・六七		延長 (メートル)
一部変更である。	平成二十五年二月十二日付け 埼玉県北本県土整備事務所長 告示第一号の道路予定区域の	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 園田誠司

路線名	利根川自転車道線	指定する道路の区間
指定の期日	加須市旗井字堤外二一一一一番一 地先から 同市旗井字堤外二一一三一番一地 先まで	平成二十八年七月二十六日
備考		

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 園田誠司

- | | |
|---------|----------|
| 一 道路の種類 | 県道 |
| 二 路線名 | 利根川自転車道線 |
| 三 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
で から 同市旗井字堤外二一三一番一地先ま	加須市旗井字堤外二一一二一一番一地先ま	区間
七・五〇	三・〇〇 三・三〇	敷地の幅員 (メートル)
一六五・二三	一五五・八四	延長 (メートル)
国の堤防強化工事による。		備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 園田誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
百二十五号	行田市大字荒木字石橋二八九番一地先から 同市大字小見字観音前通一五 一九番一地先まで	平成二十八年七月二十八日	道路改築工事。 昭和六十三年一月十九日付け埼玉県告示第六十八号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長一二四〇・〇〇メートル

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十七年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から通知があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のことおり公表する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県監査委員 寺山昌文
埼玉県監査委員 佐野勝
埼玉県監査委員 鈴木聖二正
埼玉県監査委員 諸井真英

平成27年度包括外部監査結果に対する措置状況		
監査テーマ：債権管理の財務に関する事務の執行について		
項目	監査結果 概要	監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容 担当課所
処分停止の判断誤りについて【報告書48ページ】	<p>【指摘1】処分停止の判断誤りについて 処分停止が3年間継続した時は、消滅時効が到来する前であっても徴収権は消滅する。入所児童保護者負担金の消滅時効は5年であるから、それよりも処分停止の3年間は期間が短い。よって、処分停止の判定はとても重要な判定となる。 しかし、現地調査において処分停止の判断誤りの事例が確認された。処分停止の判定は、債権消滅に關係する重要な判定と自覚し、適用誤りがないよう慎重に実施するべきである。</p>	<p>処分停止の判断誤りについては、改めて現況調査を行い、収入状況等が処分停止の条件を満たしていないことを確認し、平成27年12月21日までに処分停止の取消しを行った。 滞納処分の停止は、債権消滅に関わる重要な判定となるため、処分停止基準の適用に当たっては、妥当性について慎重に検討するとともに、複数の目で十分に確認することを平成28年3月28日に各児童相談所へ通知し、徹底を図った。</p>
滞納整理票作成の徹底について【報告書50ページ】	<p>【指摘2】滞納整理票作成の徹底について 児童保護費用認定・徴収事務取扱要領では、督促状の納入期限を経過してもなお納入しない滞納者については債権管理簿により滞納者を把握し、それぞれの滞納者ごとに「滞納整理票1・2」（様式第16号、17号）を作成する旨が定められている。 しかし、平成26年度以降、滞納整理票の記入・作成が行われていなかった。また、平成25年度に滯納が始まった債務者についても、「滞納整理票1・2」が作成されていなかった。 児童保護費用認定・徴収事務取扱要領に記載のとおり、督促状の納入期限を経過してもなお納入しない滞納者については債権管理簿により滞納者を把握し、継続的な滞納整理を確保するために、それぞれの滞納者ごとに「滞納整理票1・2」（様式第16号、17号）の作成を徹底するべきである。</p>	<p>滞納整理票については、平成26年度以降の納入催告書の発送、現況調査や預金調査の実施状況等を平成28年1月末までに債務者84人分すべて記入・作成した。また、滞納整理票に現況調査結果などの関連資料を綴じ込み整理することとした。 債務整理票は、適正な債権管理を行う上で必要不可欠なものであるため、児童保護費用認定・徴収事務取扱要領に基づき、必ず起票することを平成28年3月28日に各児童相談所へ通知し、徹底を図った。</p>
階層区分の認定誤りについて【報告書53ページ】	<p>【指摘3】階層区分の認定誤りについて 階層区分の認定を誤るということは保護者が負担する費用徴収基準月額を誤るということであり、保護者に請求する金額が過大または過少になり、場合によっては本来保護者が負担すべき金額があるのに1円も負担しないケースも発生してしまう。また、保護者間の公平性の観点からも問題である。 よって、階層区分の認定は慎重に行うとともに、誤りが生じることのないよう、組織として適切に認定事務を執行するべきである。</p>	<p>階層区分の認定誤りについては、平成27年12月14日までに見直しを行い再認定し、保護者が負担すべき金額（調定額）の増減変更等を行った。 債権発生の基礎となる階層認定事務に当たっては、算定基礎となる賦課税額の算出及びこれに続く階層区分の適用を的確に行うとともに、複数の者が必ず確認し、適正な請求を行うことを平成28年3月28日に各児童相談所へ通知し、徹底を図った。</p>
生活保護法第78条の2に基づく生活保護費からの徴収について【報告書72ページ】	<p>【指摘4】生活保護法第78条の2に基づく生活保護費からの徴収について 生活保護費の不正受給分の徴収については、本来は得ることのできない生活保護費を不正に得た金額について返還するに過ぎないものであるため、その債権は性質上、公共性が非常に高いものであるといえる。他の事例発生への抑止効果を期待することも含め、最低限度の生活に支障をきたすことが無いことを前提に保護費から徴収金の徴収を進めるべきである。</p>	<p>平成28年3月に「生活保護債権管理マニュアル」を改定し、生活保護法第78条の2に基づく徴収の取扱いを追加した。 同月に開催した生活保護債権管理担当者打合せ会議において、当該マニュアルの内容を説明するとともに、可能なものについては生活保護法第78条の2に基づく徴収を行うよう各県福祉事務所に周知徹底した。</p>

平成27年度包括外部監査結果に対する措置状況			
監査結果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項目	概要		
訴訟で確定した損害金に関しての適切な管理・回収について 【報告書140ページ】	<p>【指摘6】訴訟で確定した損害金に関しての適切な管理・回収について 損害金は、埼玉県住宅供給公社では回収を行うことができないため、県は自ら管理し回収を行なう必要がある。県は、損害金確定時に確実に調定を行い、県の債権として認識・計上し、損害金回収に努めるべきである。 また、損害金の管理にあたっては、埼玉県住宅総合管理システムは損害金が管理できるように設計されていないため、同システムに頼ることなく独自の管理をしなければならない。件数、回収状況から判断し、紙の債権管理簿での管理が困難な場合には、早急にシステムを構築するなどの対策を講じるべきである。</p>	平成28年4月から、額が確定した損害金について、財務会計システムで事前調定し債権管理を行うよう改めた。	住宅課
個別事情による患者対応の意思決定について 【報告書167ページ】	<p>【指摘7】個別事情による患者対応の意思決定について 患者の状況を踏まえた個々の対応が必要な場合であっても、請求を保留したまま回収されない恐れや、医療費を負担している患者との公平性の観点から留意すべき点がある。つまり、発生した債権である未収金の請求を保留する場合には、病院の決裁書等の意思決定を明らかにする文書が必要であるが、調査当時は整備されていなかった。 現在は、病院長等が出席した会議の記録など、経緯が分かる文書を未収金整理票に添付しているとの説明を受けた。しかし、意思決定の責任者を明確にするために、決裁文書を残すべきである。</p>	平成28年4月から、個別的な対応を必要とする患者について、その未収金の請求を一時保留する旨を病院として意思決定し、決裁文書を残す運用に改めた。	経営管理課 (循環器・呼吸器病センター)
入院時の誓約書の会計担当による保管について 【報告書175ページ】	<p>【指摘8】入院時の誓約書の会計担当による保管について 誓約書に記載する項目の中には保証人の署名欄もあり、この情報は未収金が発生した場合には重要な情報となる。よって、病院側はそのことを認識し、医事担当のみが保管・管理するのではなく、会計担当もその写しを保管・管理し、未収金回収に活用するべきである。</p>	毎月末に未収金の整理を行い督促状の送付等を行っているところであるが、平成28年1月より入院費の未納による督促対象者については、その時点で医事担当から誓約書の写しを入手し、完納されるまで会計担当で保管・管理するように改めた。	経営管理課 (がんセンター)
初動対応の重要性について 【報告書190ページ】	<p>【指摘9】初動対応の重要性について（高等学校等奨学金貸付金） 納期限に返還されなければ、すぐに電話催促をするべきである。その対応が無ければ、債務者は返還しなくても大丈夫と認識し、それ以降も返還しなくなる可能性がある。債権回収には、まず初動対応が重要であると考える。</p>	新たな債権を調定した場合は、最初の納期限から督促状発行までの間に集中的に電話による督促を実施することを、平成28年2月29日に教育総務部内で決定し課内職員に徹底した。また、併せて電話による督促の状況を定期的にグループリーダーが確認し、次回の督促方法について課内職員に指示することとした。	財務課

平成27年度包括外部監査結果に対する措置状況			
監査結果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項目	概要		
督促記録作成の徹底について 【報告書190ページ】	<p>【指摘10】督促記録作成の徹底について（高等学校等奨学金貸付金）</p> <p>初めて滞納が発生した場合には、督促は必ず行っていると説明を受けた。しかし、いつ、誰が、どのような督促を行ったのかが督促記録に記載されないケースや、前回の督促から次の督促まで長期間の空白があり、その間に督促をしたか否かが不明なケースがあった。</p> <p>組織的かつ効率的に督促を行うためには、督促の記録をしっかりと残す必要がある。</p>	督促は2人組で実施していることから、職員同士で督促記録を確認し合うことを、平成28年2月29日に教育総務部内で決定し課内職員に徹底した。また、併せて督促記録簿については定期的にグループリーダーが確認することとした。	財務課
返還猶予期間が長期にわたる場合の手続について 【報告書193ページ】	<p>【指摘11】返還猶予期間が長期にわたる場合の手続について</p> <p>奨学金受給者本人が大学等に在学中のため、返還猶予期間が長期にわたる場合、当初の申請書に受理日の押印がなかった。さらに、毎年度初めに提出される在学証明書に対しても、受理日の押印がなかった。このことは、確認した同様のケースでは、全て同じ状況であった。</p> <p>このような状況では、返還猶予に関する手続が適切に実施されたとは言い難い。事務処理の基本手続を徹底するべきである。</p>	返還猶予状況一覧表を作成し定期的にグループリーダーが確認することを、平成28年2月29日に教育総務部内で決定し課内職員に徹底した。また、併せて文書管理規程などの関係規程の内容を改めて課内職員に周知した。	財務課
延滞利息の非徴収に関する明文化及び意思決定について 【報告書213ページ】	<p>【指摘12】延滞利息の非徴収に関する明文化及び意思決定について</p> <p>返還が遅れた場合には、「正当な理由」がある場合を除き、延滞利息を請求するのが原則である。従来は、この「正当な理由」について明文化されておらず、また、延滞利息を徴収しないと意思決定した手続の過程や決裁等が記録として残されていないため、延滞利息を徴収しないこととした判断が適切であったか検証できなかった。</p> <p>今後においては、「正当な理由」を具体的に明らかにした上で、延滞利息を徴収しないと意思決定する場合には、その手続の過程や決裁等を記録として残す必要があると考える。</p>	<p>延滞利息を徴収しない「正当な理由」とその手続き等を明確にするため、以下の要綱等を改定した。この要綱等は、平成28年4月1日から適用した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金の返還等の債務免除に関する審査要綱」を改定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5条「旧条例第10条規定にある延滞利息の取扱いについては、別に定める。」 2 「埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金の延滞利息の取り扱いについて」を制定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧貸与条例第10条中の「正当な理由」及び延滞利息の算出方法について定めた。 3 「埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金の延滞利息の取扱いに係る事務について」を制定した。 	人権教育課

平成27年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
原因者に対する一括納付又は分納額増額の働きかけについて 【報告書258ページ】	<p>【指摘13】原因者に対する一括納付又は分納額増額の働きかけについて 本債権は、毎月10万円が1回の滞納もなく継続納付が行われており、一見すると順調に回収が進んでいるように見える。しかし、分納を認めた当時は、経営状況が悪化しており、一括納付が困難であった可能性が高いが、決算書を見る限り原因者の経営状況は改善している様子が窺える。また、原因者負担金は、一括納付が原則であること、現在の分納ペースで納付が行われた場合の完納予定日が平成50年5月であり完納まで20年以上の年数が必要なこと、その結果延滞金見込額が本債権の当初金額42,705千円の2倍を超える額に膨らんでしまうことを考えると、毎月10万円の納付額が妥当であるとは言い難い。</p> <p>現在の分納ペースを続けるよりも、残債務の一括納付又は分納額の増額を行った方が延滞金を含めた総支払額が少なくなることから、延滞金試算額の情報提供等を行い、一括納付又は分納額の増額の合意が得られるよう働きかけるべきである。</p> <p>また、納付が滞った場合には差押が行えるよう、決算書に加え税務申告書類を微し、有形固定資産、保証金等、強制徴収できる資産の把握に努めるべきである。</p>	<p>平成28年4月15日に原因者に対し、分納額の増額の交渉を行い、増額の合意が得られるよう働きかけた。</p> <p>平成14年10月から1回の滞納もなく継続納付しており、現在不動産を差押えているが、不動産以外の財産の調査・差押え方法について確認し、納付が滞った場合には、速やかに差押えを実行することとした。</p>	水辺再生課